

## 第二編 平成23年度の主な税の概況

# 1. 市町村民税

## (1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成23年度の個人の納税義務者数は、18年度と比べ、均等割は1.04倍で、前年度と比較すると0.14%の減となっている。所得割については、18年度と比べると、1.03倍で、前年度と比較すると0.24%の減となっている。

23年度の法人の納税義務者数は、18年度と比べ、均等割、法人税割ともに1.03倍となっているが、前年度との比較では、均等割0.1%増、法人税割0.32%減と、となった。

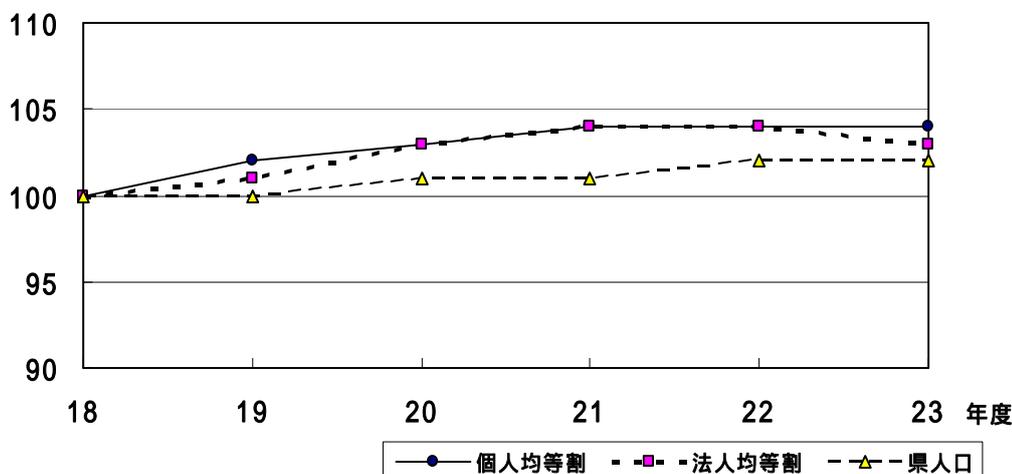
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表,第2表)

(単位:人)

区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
個人	均等割	2,885,664 (100)	2,933,618 (102)	2,984,829 (103)	3,014,236 (104)	2,993,524 (104)	2,989,231 (104)
	所得割	2,718,888 (100)	2,763,428 (102)	2,812,797 (103)	2,389,234 (88)	2,807,957 (103)	2,801,234 (103)
法人	均等割	143,412 (100)	144,307 (101)	148,200 (103)	148,445 (104)	147,698 (103)	147,839 (103)
	法人税割	140,610 (100)	141,208 (100)	144,632 (103)	146,176 (104)	145,913 (104)	145,447 (103)
参考	県人口	6,035,343 (100)	6,056,599 (100)	6,085,457 (101)	6,116,967 (101)	6,146,802 (102)	6,164,003 (102)

- (注) 1. ( )内は18年度を100とした場合の指数である。  
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。  
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。  
 4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成18年を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

平成23年度における総所得金額等は、18年度と比較して0.96倍、課税標準額については0.92倍、また、所得割額は、1.19倍の増加となった。

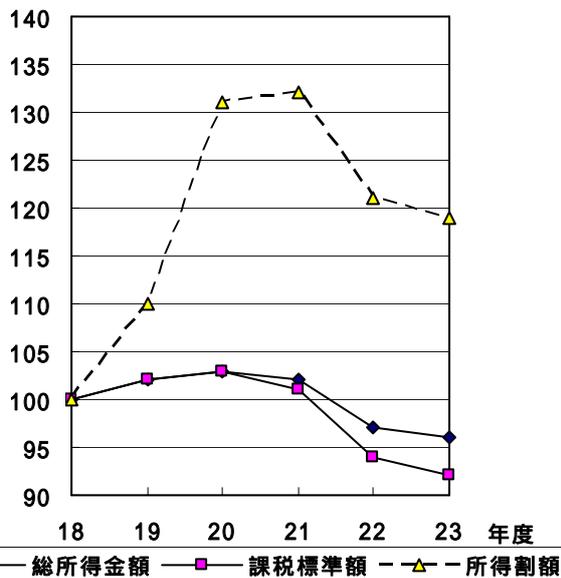
前年度との比較では、総所得金額等は 0.82%、課税標準額は 1.65%、所得割額についても 1.77%と、いずれも減少した。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)  
(単位:千円)

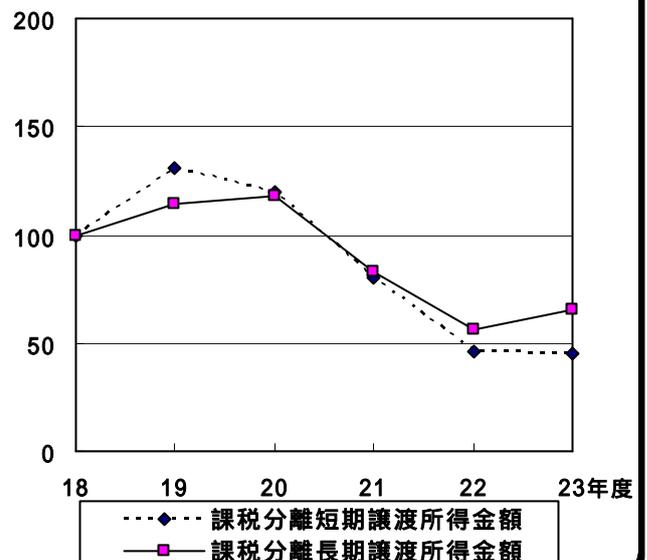
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総所得金額等		9,961,118,748 (100)	10,134,276,258 (102)	10,266,322,951 (103)	10,167,873,791 (102)	9,628,298,709 (97)	9,548,911,853 (96)
課税標準額		6,769,166,111 (100)	6,884,935,666 (102)	6,961,289,325 (103)	6,821,941,971 (101)	6,341,723,294 (94)	6,236,779,372 (92)
所得割額		301,720,325 (100)	331,798,570 (110)	395,039,630 (131)	397,933,407 (132)	364,241,308 (121)	357,802,460 (119)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	2,863,716 (100)	3,738,713 (131)	3,431,297 (120)	2,300,552 (80)	1,324,059 (46)	1,277,411 (45)
	同上分算出税額	59,259 (100)	82,846 (140)	166,910 (282)	194,165 (328)	67,967 (115)	65,311 (110)
	課税分離長期譲渡所得金額	189,750,633 (100)	216,545,766 (114)	223,146,693 (118)	157,204,026 (83)	105,456,771 (56)	123,265,115 (65)
	同上分算出税額	6,308,539 (100)	6,356,336 (101)	6,356,336 (101)	4,609,898 (73)	3,076,348 (49)	3,599,583 (57)

(注) ( )内は18年度を100とした場合の指数である。

2-1-2(1)図 総所得額等の伸びの状況  
(平成18年度を100とした場合)



2-1-2(2)図 総所得金額等の伸びの状況  
(参考) (平成18年度を100とした場合)



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額共に、「その他の所得者」のみが増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数、所得割額共に「農業所得者」、「その他の所得者」で増加し、「給与所得者」、「営業所得者」は減少した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	22年度 (人)	23年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		22年度 (千円)	23年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				22	23				22	23
給与所得者	2,370,940	2,353,326	99.3	79.2	78.7	7,112,820	7,059,978	99.3	79.2	78.7
営業所得者	112,759	109,471	97.1	3.8	3.7	338,277	328,413	97.1	3.8	3.7
農業所得者	10,798	10,522	97.4	0.4	0.4	32,394	31,566	97.4	0.4	0.4
その他の所得者	480,750	498,355	103.7	16.1	16.7	1,442,250	1,495,065	103.7	16.1	16.7
家屋敷等のみ	18,277	17,557	96.1	0.6	0.6	54,831	52,671	96.1	0.6	0.6
計	2,993,524	2,989,231	99.9	100.0	100.0	8,980,572	8,967,693	99.9	100.0	100.0

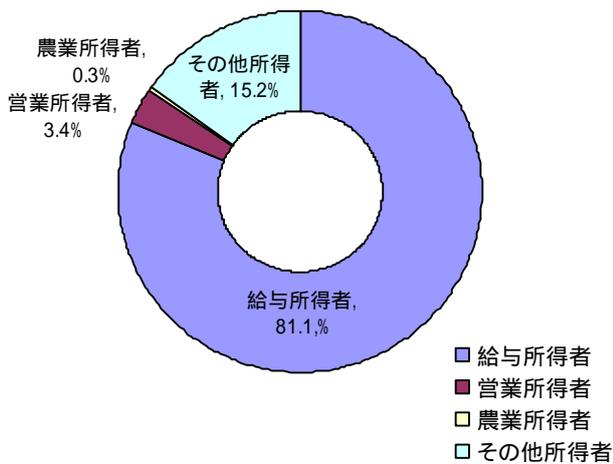
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	22年度 (人)	23年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		22年度 (千円)	23年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				22	23				22	23
給与所得者	2,276,971	2,258,631	99.2	81.1	80.6	311,322,277	304,458,583	97.8	85.5	85.1
営業所得者	95,760	93,076	97.2	3.4	3.3	13,212,366	13,038,791	98.7	3.6	3.6
農業所得者	7,382	7,618	103.2	0.3	0.3	542,155	701,583	129.4	0.1	0.2
その他の所得者	427,844	441,909	103.3	15.2	15.8	39,167,353	39,627,496	101.2	10.8	11.1
計	2,807,957	2,801,234	99.8	100.0	100.0	364,244,151	357,826,453	98.2	100.0	100.0

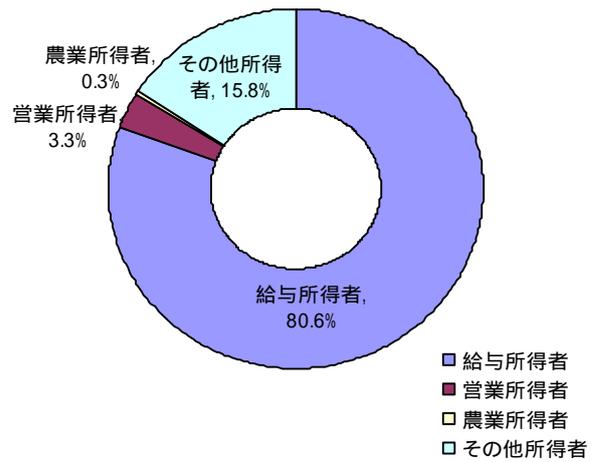
また、所得割の構成比については、2 - 1 - 4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成23年度においては、納税義務者数の80.6%、所得割額の85.1%が給与所得者である。

2 - 1 - 4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比

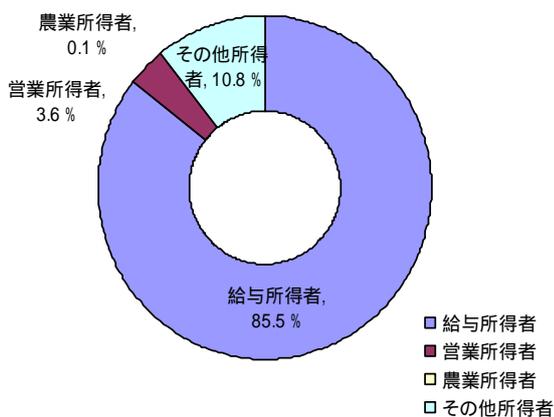
ア H22 納税義務者数



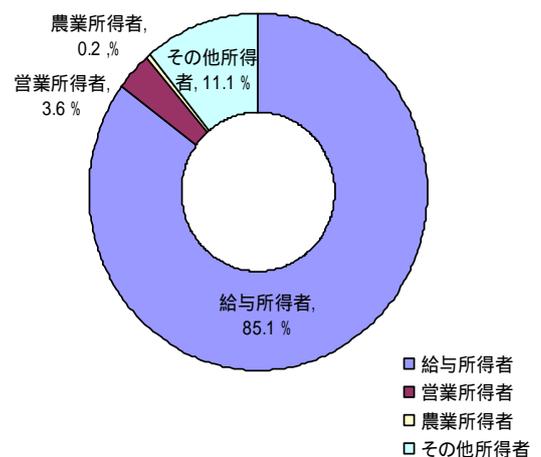
ア H23 納税義務者数



イ H22 所得割額



イ H23 所得割額



4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、平成23年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は1.6%減少し、人口1人当たりの所得割額も2.0%減少した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
納税義務者1人当たりの所得割額	114,983 (100)	134,660 (117)	133,319 (116)	130,551 (114)	121,677 (106)	119,705 (104)
人口1人当たりの所得割額	54,976 (100)	65,225 (119)	65,391 (119)	64,331 (117)	59,261 (108)	58,051 (106)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	450 (100)	456 (101)	462 (103)	464 (103)	457 (102)	454 (101)
県人口	6,035,343 (100)	6,056,599 (100)	6,085,457 (101)	6,116,967 (101)	6,146,802 (102)	6,164,003 (102)

(注) 1. ( )内は18年度を100とした場合の指数である。

2. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

